

鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会報告書 (鳥取県立船上山少年自然の家)

鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立船上山少年自然の家の指定管理候補者を鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（以下「青少年社会教育施設設置管理条例」という。）第7条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

TKSS・富士総合警備保障共同企業体

(代表) 株式会社TKSS 代表取締役 田中富士夫 米子市米原八丁目11番49号
富士総合警備保障株式会社 代表取締役 谷口道明 鳥取市商栄町405番地1

2 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

3 指定管理料の額

200,100,000円 (債務負担行為額200,210,000円)

[参考]平成31年度 39,700,000円

平成32年度以降 40,100,000円

4 選定理由

鳥取県立船上山少年自然の家の指定管理者の指定に当たって応募があったのは2団体であった。審査委員会において青少年社会教育施設設置管理条例第7条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記1の候補者が指定管理候補者として最適であるとして選定した。

[選定理由]

指定管理施設に関する運営実績やノウハウがあり、利用者の安全確保策や非常時の関連企業等の協力体制など、管理上の対応内容が具体的かつ明確に示されている。サービス向上のための取組や利用促進などについても具体的な提案がされており、県職員との連携した運営が期待できる。財政基盤も良好で安定しており、適切な施設運営が行えると見込まれる。

5 公募の経緯

(1) 募集期間(募集要項配付から募集締め切りの日まで)

平成30年6月18日(月)から8月1日(水)まで (現地説明会7月5日(木))

(2) 応募者 (受付順)

応募者	所在地	代表者
TKSS・富士総合警備保障共同企業体	米子市米原八丁目11番49号	代表取締役 田中富士夫
(公財)鳥取県教育文化財団	鳥取市扇町21番地	理事長 福本慎一

6 審査の経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
高井 亨 (委員長)	公立鳥取環境大学准教授
高田 充征 (副委員長)	税理士
齋藤 匠	大山町立大山小学校校長
白土 妙子 (欠席)	倉吉市西郷公民館公民館主事
森田 靖彦	鳥取県教育委員会事務局次長

(2) 開催経緯

第1回審査委員会

平成30年6月5日 (火)

指定管理者制度及び県立船上山少年自然の家の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

第2回審査委員会

平成30年8月16日 (木)

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。(青少年社会教育施設設置管理条例第7条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営の方針 施設設備の維持及び衛生管理の水準 利用者の安全確保 個人情報保護 利用者等の要望の把握・対応方針 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(利用促進等) 	<p>必須</p> <p>25</p>
2	管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(青少年社会教育施設設置管理条例第7条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画及び見積内容 支出計画の見通し 県の指定管理料額の多寡 	20
3	委託業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。(青少年社会教育施設設置管理条例第7条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 法人の財政基盤、経営基盤 組織及び職員の配置等 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定 家庭教育協力推進企業の協定 ISO14001・TEASI種規格の認証等 あいサポート企業等の認定 管理運営実績評価 	32

4	教育委員会の行う事業等に積極的に協力すること（青少年社会教育施設設置管理条例第7条第3号）	・所内での連携についての方針 ・受入事業等の実施の際の協力・方法	25
5	その他（指定手続条例第5条第4号）	・ネーミングライツに係る提案	4

(4) 審査結果（面接審査及び書類審査）

選定基準	配点	TKSS・富士総合警備保障 共同企業体	(公財) 鳥取県教育文化財団
		(A)	(B)
1	適/不適	適	適
	25	20.25	18.25
2	20	11.5	11.5
3	32	22.75	20.5
4	25	20	20
5	4	0	0
合計	106	74.5	70.25

※点数は委員4名の平均

審査項目について

○選定基準1【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

警備会社の強みを生かした緊急対応の体制、ISO27001の認証を受けるなどの個人情報保護体制、利用者の視点でスピーディな対応によるサービス向上に努め、ガイドブックへの掲載など前向きで具体的な利用促進の提案がなされていること等各種の積極的な取組が計画されているAの評価が高かった。

○選定基準2【管理に係る経費の縮減が図られるものであること】

委託料の積算額については、Aが県提示額と同額のBに対して若干低額であったが、収入・支出計画を含め大きな差はなく、同等の評価となった。

○選定基準3【委託業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

いずれも財政基盤は良好であると評価されたが、同施設を現在適切に管理している実績やノウハウがあり、ISO14001認証の取得などにより、Aの評価が高かった。

○選定基準4【教育委員会の行う事業等に積極的に協力すること】

両応募者とも県との連携について積極的な体制を示しており、県との協力姿勢について同等の評価となった。

○選定基準5【ネーミングライツに係る提案】

両者ともに提案はなかった。

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 施設の維持管理・事故等の防止等

①施設の維持管理等

- ・関係法令を遵守し、建物内外の良好な衛生環境を確保するとともに、中長期的視点で延命措置に取り組む

②事故等の防止と緊急時の対応

- ・本社との連携による連絡体制等の整備

- ・緊急時におけるグループ企業等の人的・物的支援の実施
- ・応急備品等の整備
- ・危機管理マニュアル、個人情報保護マニュアルの整備（ISO27001を取得済）

(2) 利用者の要望把握・サービス向上・利用促進に対する取組

①サービス向上のための組織づくり

- ・マナー研修等の実施
- ・事業改善への継続的な取組（年2回のスタッフ全員による検証とPDCAサイクルの活用、日誌・アンケートを活用したセルフモニタリングの実施）

②サービス向上の手法

- ・利用者とのコミュニケーションスペースの設置
- ・車椅子・膝掛け毛布等の貸出、アイシング用氷等のサービス提供
- ・周辺地域・関係団体との連携推進

③利用促進に向けた取組

- ・本社や他の指定管理施設との連携によるPRと顧客掘り起こし
- ・利用者へのお礼はがき等による再利用の促進
- ・ガイドブックへの宣伝掲載等

(3) 管理運営組織

①指定管理者の組織体制

- ・庶務部長、事務職員、技術指導支援員、ボイラー技師の配置（現状と同程度の体制整備）

②現在勤務している職員の継続雇用

- ・希望する職員は原則継続雇用

(4) 管理に係る経費縮減に関する取組

- ・地元発注を最優先しながら、外部委託等については複数社見積を実施。

(5) 県との連携方法・事業の実施協力

①県（指導部門）との連携

- ・朝礼時の打ち合わせ、週1回程度所内で連絡会議、3ヶ月に1回程度本社も含めた運営会議を実施し、事業の目的・指導内容等について情報共有・連携を図る

②県事業への実施協力

- ・丁寧な接客と素早い対応を重視
- ・効果的な県事業実施への協力